



# 大津市公報

平成 29 年 8 月 24 日  
号外 (第 45 号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 教育委員会規則

- 15 いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果の公表に関する規則..... 1
- 16 大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会規則の一部を改正する規則..... 1

## 教育委員会規則

いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果の公表に関する規則を公布する。  
平成29年8月24日

大津市教育委員会  
教育長 桶 谷 守

### 大津市教育委員会規則第15号

いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果の公表に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第28条第1項の規定による調査(以下「調査」という。)の結果の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(公表)

**第3条** 教育委員会は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号)の定めるところにより教育委員会に置かれる大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会から調査の結果を記載した書面が提出されたときは、速やかにこれを公表する。ただし、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者の同意が得られない場合については、この限りでない。

(その他)

**第4条** この規則に定めるもののほか、調査の結果の公表に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、同日以後に生じた法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査の結果の公表について適用する。

大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成29年8月24日

大津市教育委員会  
教育長 桶 谷 守

### 大津市教育委員会規則第16号

大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会規則の一部を改正する規則

大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会規則(平成27年教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(調査結果報告書)

**第8条** 委員会は、所掌事務に係る調査及び審議を終えたときは、調査結果報告書を作成し、教育委員会に答申しなければならない。

2 委員会は、前項の調査結果報告書の作成に当たっては、関係法令の趣旨に照らし、関係当事者のプライバシーの保護その他必要な配慮をしなければならない。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(委員会の中立性及び公正性)

**第5条** 委員会は、調査によって明らかとなった事実に誠実に向き合うものとし、中立かつ公正に調査審議しな

ければならない。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。